

パブリックコメント手続きに関する要綱の制定について

札幌市では、重要な条例案や計画などの政策形成過程における市民参加の促進と透明性の向上を図るため、パブリックコメント手続きに関する要綱を制定し、平成 16 年 7 月 1 日（木）から施行します。

パブリックコメントとは、市が政策を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民に公表し、これに対する意見を求め、寄せられた意見を考慮して政策を決定するとともに、寄せられた意見の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

1 意見募集の結果

パブリックコメント制度の導入に当たり、4 月 12 日（月）から 5 月 11 日（火）までの 30 日間、市民の皆さんから制度案に対するご意見を募集しました。その結果は、次のとおりです。

意見の数	原案の修正	修正の内容
20 件	2 箇所	政策案の公表方法と意見募集方法について、市役所本庁舎、区役所に加え、必要に応じて、 <u>まちづくりセンターなど、より身近な場所においても、政策案の配布や意見の受付ができるようにします。</u>

2 寄せられた意見等の公表

お寄せいただいたご意見の概要とそれらに対する札幌市の考え方、ご意見に基づいて修正を行った内容とその理由については、7 月 1 日（木）から札幌市役所のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/somu/pub-comment/>）で公表するほか、各区役所等で配布します。

3 手続きの概要

手続きの対象となる政策案と手続きの流れは、裏面のとおりです。

なお、この制度に基づき、7 月下旬に札幌新まちづくり計画重点事業編について、パブリックコメントを実施する予定です。

<お問い合わせ先>
総務局行政部総務課
電話：211 - 2164
担当：梅田

パブリックコメント手続きの対象となる政策案

- (1) 市政の基本的な制度，市民等への義務の賦課・権利の制限について定める条例案
例) 情報公開条例，生活環境の確保に関する条例など
- (2) 基本構想，長期総合計画やその実施計画，市政の特定の分野に関する基本的な計
画，主要な公の施設に関する計画
例) 男女共同参画計画，健康づくり基本計画，環境基本計画，地域防災計画など
上記以外の政策案でも，必要と認めるときは，この手続きを実施する。

手続きの流れ

